



留 総 号
平成27年3月20日

住 民 各 位

留寿都村長 場 谷 常 八

課の分掌事務の変更について（お知らせ）

平素より、村政の執行について、多大なるご理解とご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、事務の効率化及び簡素化を目的として、平成27年3月10日の平成27年第1回留寿都村議会定例会において「留寿都村課設置条例の一部を改正する条例」を提出し、同日に可決され、平成27年4月1日に施行（平成27年3月10日公布）されることになりました。

このことにより、一部の課の分掌事務が下記のとおり変更となりますことから、住民の皆様にお知らせしますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

なお、不明な点につきましては、総務課総務係（電話 46-3131）まで、お問い合わせくださいますようお願いいたします。

記

○ 変更点

- ・ 4月1日から「観光の振興に関すること。」が産業課から企画課の分掌事務に変更となります。